

温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度の実施のための政省令の整備
(特定排出者・排出量算定関係)に関する意見募集について
(お知らせ)

平成 17 年 11 月 22 日(火)
環境省地球環境局地球温暖化対策課
課長 梶原 成元(内 6770)
課長補佐 小野 雄大(内 6790)
担当 飯野 暁(内 6796)



みんなで止めよう温暖化

チーム・マイナス6%

温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度の実施のための政省令の整備について(特定排出者・排出量算定関係) 広く国民の皆様から御意見をお聴きするため、11月22日(火)から12月12日(月)まで、郵送、電子メールにより御意見の募集(パブリックコメント手続)を行います。

平成17年6月に公布された「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」(平成17年法律第61号)においては、改正地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度においては、温室効果ガスの排出量を報告することを義務付ける対象者(特定排出者)の範囲、温室効果ガス排出量の算定方法、報告事項等の制度細目について政省令で定めることとしています。

今般、政省令において規定される主要事項の内容のうち、特定排出者・排出量の算定に係る部分について案を作成いたしましたので、広く国民の皆様から御意見をいただきたく、別紙の要領で御意見の募集(パブリックコメント手続)を行います。

皆様からいただきました御意見につきましては、標記政省令等の制定に際し参考にさせていただきます。なお、いただいた御意見に対する個別の回答は致しかねますので、その旨御了承願います。

添付資料

- (別紙1) 意見募集要領
- (別紙2) 温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度の実施のための政省令の整備について(特定排出者・排出量算定関係)
- (別紙2別添) 排出活動・算定方法について
- (別紙3) 規制影響分析書